

論文審査の結果の要旨

氏名：山 川 樹

博士の専攻分野の名称：博士（心理学）

論文題名：社会的苦境における弁解に関する心理学的検討

審査委員：（主査） 教授 坂 本 真 士

（副査） 教授 岡 隆

学習院大学教授 伊 藤 忠 弘

本論文は、自己呈示理論の観点から、「弁解（言い訳）」がもたらす効果や、種々の弁解、特に「自分はうつ病かもしれない」という発言がどのように評価されているかを検討した社会心理学的研究である。理論編では、先行研究をレビューしながら、本論文のキーワードである自己呈示、弁解、うつ病暗示について説明していた。

山川氏は、弁解の社会心理学的研究について、3つの問題点を指摘した。第1は、弁解効果の測定方法に不備がある点、第2は、弁解の効果の程度を左右する弁解の評価分類次元として原因帰属しか検討されていなかった点、第3は、弁解内容の代表的なカテゴリである「病気」は、暗に身体疾患しか想定されておらず、精神疾患を弁解の対象としていなかった点である。そこで本論文では、先行研究がはらんでいたこれらの問題点を克服し、利点を統合した研究法を提案し、その研究法によって弁解の基礎的な研究を実施することを大目的として掲げた。

そのうえで、本論文が検討する具体的な目的として次の3つを設定した。すなわち、(1) 弁解内容による弁解効果の違いを検討すること、(2) 原因帰属以外の観点から、弁解の効果の程度を左右する弁解内容の評価および分類次元を検討すること、そしてこの2つの目的を並行して検討する中で、(3) 弁解内容に精神疾患名を告げる影響を検討することである。なお、3つ目の目的について本論文では、精神疾患のうち「うつ病」に焦点をあてた。そして「自分はうつ病かもしれない」と弁解として発言することを「うつ病暗示」と命名し、目的(1)と(2)を並行して検討する中で、「うつ病暗示」の弁解効果も合わせて検討した。

実証編では、上記目的を達するために8つの研究を行った。まず、研究1と2で、「うつ病暗示」を弁解内容の1つに加えることが妥当か検討した。近年、うつ病に関する啓発活動が行われた結果、人々がうつ病に対する理解を深めたと考えられている。また、弁解が機能するには、被弁解者が弁解内容に対して不安を抱いている必要があることが先行研究によって示唆されている。そこで研究1では、うつ病に関する情報や知識が、うつ病への不安に影響するかを質問紙法によって検討した。その結果、うつ病に関する否定的な情報に接することがうつ病への不安を強めていた。また、うつ病に関する知識を有することとうつ病への不安の間には正の相関関係があった。研究2では自らが招いた望ましくない結果に対する責任を弱めるために、失敗の原因を自己の精神的な事柄に帰属するか検討することを目的とした。具体的には、参加者に失敗を経験させた後で、その失敗には自身の性格傾向の違いが弁解になるという弁解手がかり情報を提示した。そして、実際に参加者が手がかりとして与えられた情報に沿うような弁解を行うかを実験室実験によって検討した。その結果、精神面に関する事柄が失敗に対する責任を弱める理由になる（i.e., 弁解になる）という情報があると、人は実際に失敗の理由を精神的な事柄へ帰属した。研究1と研究2の結果は、条件を整えればうつ病は否定的な結果に対する責任を弱めるための帰属先（i.e., 弁解内容）になりうることを示していた。したがって、「うつ病暗示」を弁解内容の1つに加えることが妥当であると考えられた。

続いて、上記の目的(1)について検討するために、研究3～5が実施された。すなわち、「うつ病暗示」を弁解内容として加えたうえで、本論文の提案する研究法によって弁解内容による弁解効果の違いを検討した。まず研究3では場面想定法を使った質問紙実験により、複数の弁解内容のもつ効果の違いを比較検討した。具体的には、弁解内容として「体調不良」「仕事上の要請」「不注意」「うつ病暗示」、そして「何も弁解をしないこと（統制条件）」の比較を行った。その結果、「体調不良」は最も効果的な弁解内容であり、「仕事上の要請」と「うつ病暗示」は中程度に効果的な弁解内容であった。そして「不注意」は相対的

に効果のない弁解内容であり、何も弁解しない条件との間に弁解効果の点では大きな違いがなかった。この結果に加え、弁解効果を認知的側面と行動的側面に分けて検討した結果、行動的側面の方が認知的側面よりも弁解内容の違いを反映しやすいことが示された。研究4では、複数の弁解内容のもつ効果の違いを実験室実験によって検討した。具体的には実験室において、実験協力者が失敗をして参加者に対して弁解をする1週間前に、実験協力者と被弁解者が協同作業をする状況を作り出した。そして、弁解者と被弁解者が初対面ではない状況において複数の弁解内容がもたらす効果の違いを検討した。その結果、面識のある相手の失敗に対しては、弁解内容に関わらず寛大な行動的反応がとられていた。また、実際の対人場面の場合、質問紙実験とは異なり、何も弁解をされなかった参加者は独自に相手が失敗した妥当な理由を推測していた。その結果、実験室実験では、何も弁解をしないことがかえって弁解者の印象の悪化を抑制していた。研究5では質問紙法を用いて、構造方程式モデリングを用いて弁解効果がもたらされる過程を、認知（帰属）—感情—行動モデル（Weiner, 1995）に基づき検討した。また補足的に、研究3で示された結果が、社会的苦境となる場面が異なっても再現されるかも検討した。その結果、弁解効果がもたらされる過程は、認知（帰属）—感情—行動モデルによって概ね説明可能であるが、被弁解者が弁解者に対して抱く印象を説明するには、原因帰属以外の要因も関与していることが示された。また、社会的苦境が変わっても、弁解内容による弁解効果の違いの傾向は同様であることが示された。

最後に、研究6～8によって、原因帰属以外の弁解の評価や分類次元について検討した。まず研究6では、以降の研究で使用する代表的な弁解を選定するために、自由記述によって収集した弁解内容をKJ法によって整理した。その結果、170個の弁解内容は12の小カテゴリに縮約された。また、これらのカテゴリ間の類似性に基づいて平面配置を行い、各カテゴリの位置関係を検討した過程で、その弁解内容が失敗者に内在するか外在するかという原因の所在の軸と、その弁解内容が失敗者によって統制できたものであるか否かという統制可能性の軸の2つの軸が見出された。研究7では、研究6で見出された12のカテゴリを元に、一般的に用いられる弁解を考案し、うつ病暗示を含めたうえで各弁解内容の評価のされ方を、場面想定法を用いた質問紙実験によって検討した。この際、先行研究の知見に基づき、原因帰属とは異なる弁解の評価および分類次元として、「予測不能性」と「深刻性」の2つの要因の有効性を検討した。その結果、まず帰属理論に基づいた弁解の評価は、「弁解者の非関与性」という概念に集約可能であることが示唆された。加えて、弁解の「追及しづらさ」という評価次元が、原因帰属とは独立した弁解の評価次元であることが示唆された。ただし「追及しづらさ」は、予想外の結果であったため、この解釈が妥当であるか、更に研究する必要がある。そこでさらに質問紙実験（研究8）を行った。「追及しづらさ」を「相手に遠慮して責任を問いたがことに抵抗を感じる」と定義し直接的に測定することで、研究7の考察の妥当性を検討した。その結果、「追及しづらさ」は、原因帰属とは独立した弁解の分類次元として有用であることが示された。

以上の実証編を通して、弁解内容の違いに起因する弁解効果の違いは、認知的側面よりも行動的側面の方が顕著に表れることが示唆された。このような結果は、弁解内容の評価が直接、効果に反映されるのではなく、合理的行為理論（Fishbein & Ajzen, 1975）が説明するように、被弁解者に内在化された道徳観などが参照されたうえで、行動的反応が決定されていることを示唆している。弁解の評価分類次元については、(1) 原因帰属は「弁解者の非関与性」として1軸に縮約可能であること、(2) 弁解の「追及しづらさ」は原因帰属以外の弁解の評価次元として有用であることが明らかとなった。最後に、「うつ病暗示」の弁解効果を検討したことで、身体疾患だけでなく、精神疾患も妥当な弁解として機能することが示された。

本論文は、これまで十分に検討されてこなかった弁解という自己呈示に関して先行研究を丹念に調べ、問題点を指摘し、それを克服する形で新たな研究法を提案して研究を行っており、自己呈示研究に関する新たな知見を示している点で高く評価できる。うつ病や恐怖症などの精神疾患が自己呈示的な側面をもつ点は以前より指摘されてきたが、その可能性を実証レベルで示した研究はなかった。本論文は、「自分はうつ病かもしれない」という発言（うつ病暗示）を、人が弁解を意図して用いることを直接示すものではないが、うつ病暗示の心理的效果を実証的に調べ、弁解として用いられる可能性を示唆している。本論文では、弁解の受け手の「認知的側面」と「行動的側面」とを分ける試みをしているが、行動指標を必ずしも用いていないことから両者がクリアーに分けられたとは言いがたく今後の課題となったが、上述したように、弁解や自己呈示の研究として新たな知見を提出している点は高く評価して良いだろう。

以上の成果は、社会心理学領域における学識の深さと新しい心理科学的研究を遂行する能力の高さを示

すものであり，申請者が専門的な職務に従事するための十分な資格を有していると判断される。

よって本論文は，博士（心理学）の学位を授与されるに値するものと認められる。

以 上

平成28年1月21日